

岡山県公安委員会告示第63号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和8年5月25日

岡山県公安委員会

1 講習に係る警備業務の区分等

警備業務の区分	期 日	時 間	場 所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務	令和8年8月25日（火曜日）から同月27日（木曜日）までの3日間	午前9時から午後5時30分まで	岡山市中区西川原255番地 おかやま西川原プラザ

2 講習対象者

当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者であって、次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が申し込み時点において通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、申し込み時点において継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、申し込み時点において継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

3 受講手続

(1) 提出書類

ア 所定の様式による受講申込書 1通

イ 写真 1枚（縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートル、申込前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）

- ウ 2に掲げる講習対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類 各1通
- (7) 当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し
- (4) 次の区分のうち該当するものに係る書類
- a 2(1)に該当する者
当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
- b 2(2)に該当する者
検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し
- c 2(3)に該当する者
検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- d 2(4)に該当する者
旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し
- e 2(5)に該当する者
旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書
- (2) 提出先
- ア 県内に住所を有する者
住所地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全第一課若しくは生活安全刑事課
- イ 県外に住所を有する者
県内の警察署の生活安全課又は生活安全第一課若しくは生活安全刑事課
なお、郵送又は信書便による申込み及び代理人による申込みは、受け付けない。
- (3) 提出期間
令和8年7月6日（月曜日）から同月10日（金曜日）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで
- 4 受講手数料
23,000円
（注） 受講申込書を提出する警察署の手数料収納窓口において、受講申込時に納付すること。
なお、受講手数料は、納付後は返還しない。
- 5 受講定員
15人。ただし、申込順に受け付け、受講定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。
- 6 講習の委託
この講習は、一般社団法人岡山県警備業協会（岡山市北区内山下二丁目11番18号）に委託して行う。

7 その他

- (1) 受講者は、筆記用具を持参すること。
- (2) 講習終了後は、筆記の方法により修了考査を実施する。